

令和8年度A I活用推進支援業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度A I活用推進支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、A Iに関する最新情報等の把握、静岡県における「A I導入基本方針（仮称）」の策定及び静岡県職員へのA I活用促進のための講演会の開催等を行うに当たり、A Iに関する専門的な知見を有する事業者からの支援を受けることにより、静岡県におけるA I活用を積極的に推進することで、生産性の高い組織への転換を図ることを主な目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本業務は、以下の各項目に対する支援を行うものとする。

(1) A Iに関する最新情報の提供及び活用におけるガバナンス等に関する助言

A Iに関する政府・海外の最新動向や先進自治体の取組事例等を網羅的に把握した上で、静岡県における活用可能性及びA I活用におけるガバナンスのあり方等について、静岡県幹部への面会等による情報提供を行うとともに、書面等により事務所管課（デジタル戦略課）への情報提供を行うこと。

なお、実施頻度は四半期ごとに1回程度とする。

(2) 「A I導入基本方針（仮称）」の策定支援

静岡県が策定する「A I導入基本方針（仮称）」の骨子案及び公表直前案に対し、専門的見地から助言を行うこと。助言は原則としてオンライン会議での意見交換形式とし、骨子案・公表直前案それぞれに対して1回、計2回実施することとする。

なお、意見交換の内容については、静岡県において議事録を作成し、組織内で共有するものとする。

(3) 静岡県職員向けA I活用講演会の開催

静岡県の幹部職員を対象とした「A I活用講演会（仮称）」を1回開催すること。講演テーマは、最新の生成A Iをめぐる動向や、民間企業・国・地方自治体等における業務効率化に向けた活用事例などを交えながら、管理監督者として取り組むべきこと等についてとする。

なお、講演会の講師は現地（静岡県庁内での開催を想定）参加することとし、具体的な開催日時については、別途調整することとする。

5 業務実施体制

本事業の実施に当たっては、必要となる知識・ノウハウを十分に有するスタッフを確保し、業務を円滑に推進できる体制を確保するとともに、静岡県の担当者と密接に連携

を図りながら業務を実施すること。

なお、事業実施に当たり AI に関する最新動向等を把握する必要があることから、学術研究機関と強固な連携が可能な体制を構築すること。

6 実施状況の報告等

受託者は、静岡県を担当者の求めに応じ、業務の進捗状況について随時報告を行うこと。また、契約締結後速やかに業務実施計画書を提出するとともに、業務の完了後には業務完了報告書を提出すること。

7 成果

(1) 成果物

別表に掲げる成果物を、各提出期限までに各 1 部納入すること。

【別表：成果物一覧表】

No.	名 称	提出期限
1	委託業務実施計画書（様式第 1 号）	契約締結後 10 日以内
2	AI に関する最新動向等についての定期レポート （任意様式）	別途協議
3	委託業務完了報告書（様式第 2 号） ・本業務において作成した資料一式を含む。 （ただし、既に納入済みのものは除く。）	業務完了時

※各成果物について、紙又は電子データで納入すること。

※詳細については、静岡県と受託者の双方が協議した上で決定するものとする。

(2) 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物の権利は、静岡県に帰属するものとする。

(3) 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

8 仕様書の記載事項の追加及び変更

この仕様書の記載事項は、静岡県と受託者が協議し合意した場合には、契約書の記載内容及び本業務の趣旨に反しないことを前提に、契約金額の範囲内において随時修正・変更できるものとする。